

## 東京都小学生バドミントン連盟規約

- 第 一 条 (名称) 本会は東京都バドミントン協会の支部にして、東京都小学生バドミントン連盟と称す。
- 第 二 条 (事務局) 本会の事務局は東京都国分寺市南町 3-28-7 ラケットショップフジ本部に置く。
- 第 三 条 (目的) 本会は都内小学生バドミントン団体の中枢機関となり、小学生バドミンントンの健全な普及発展ならびに次代をになうプレーヤーの育成を図り、併せて青少年体育活動に寄与することを目的とする。
- 第 四 条 (事業) 前条の目的を達成するために下記の事業を行う。  
1、小学生のための各種競技会の開催  
2、競技および技術の指導  
3、小学生バドミントンに関する調査研究  
4、その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第 五 条 (会員) 本会の会員は都内小学生バドミントン団体の指導者と 12 歳以下の競技者または理事会が推薦する個人とする。
- 第 六 条 (会の脱退) 会員は会長に届け出て脱退することができる。  
会員が次の場合に当たるとき、会長は理事会の議を経て退会させることができる。  
1、会員が小学生でなくなったとき。  
2、本会の秩序を乱したとき。  
3、故なくを滞納したとき。  
4、活動場所並びに居住が都内にないと認められたとき  
5、道府県に登録され、登録規程に違反があるとき
- 第 七 条 (役員) 本会に下記の役員を置く。  
会 長 1 名  
副会長 若干名  
理事長 1 名  
副理事長 若干名  
常任理事 若干名 (会計担当 1 名を含む)  
理 事 若干名  
監 事 2 名  
評議員 若干名
- 第 八 条 (会長) 会長は総会に於いて推薦する。  
会長は本会を代表し会務を総理する。
- 第 九 条 (副会長) 副会長は総会に於いて推薦し、会長がこれを委嘱する。  
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を行う。
- 第 十 条 (理事長・副理事長) 理事長および副理事長は理事が互選し、会長がこれを委嘱する。  
理事長は会長の命を受けて会務を執行する。  
副理事長は理事長の補佐し理事長事故あるときは会務を執行する。

- 第十一条（常任理事） 常任理事は理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。  
常任理事は常任理事会を組織し理事長を補佐する。
- 第十二条（理事および監事） 理事および監事は総会の議を経て選任し会長がこれを委嘱する、なお会長が必要と認めたときは理事会の議を経て若干名を委嘱することができる。  
理事は理事会に於いて本会の会務を掌る。  
監事は本会の資産及び財務を監査する。  
理事および監事は評議員を兼ねることができない。
- 第十三条（役員の任期） 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第十四条（評議員） 評議員は各加盟団体より代表1名を選出し、会長これを委嘱する。
- 第十五条（名誉会長） 会長の諮問に応ずるため、総会の議を経て名誉会長1名、顧問、参与、相談役若干名を置くことができる。  
任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第十六条（役員の補充） 補充役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の任期間とする。
- 第十七条（事務局長） 本会の会務を処理するため事務局長を置くことができる。  
事務局長は理事会の決議により常任理事の中より会長これを任命する。
- 第十八条（総会） 総会は定期総会および臨時総会とする。  
総会は会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事および評議員並びに以上の者の代理人（以下構成員という）をもって構成する。
- 第十九条（総会付議事項） 定期総会では次の事項を決定する。
- 1、事業並びに収支決算報告の承認に関する事項
  - 2、予算編成並びに事業計画に関する事項
  - 3、規約の改正に関する事項
  - 4、役員の選出に関する事項
  - 5、重要な財産の処分または重大な義務の負担に関する事項
  - 6、その他理事会に於いて総会に付することを適当と認めた事項
- 第二十条（総会の招集） 総会は会長がこれを招集する。
- 第二十一条（議長の選出） 総会の議長は会長これに当たり、会長の不在のときは出席した構成員の中から選任する。  
議長は総会の秩序は保持し議事を整理する。
- 第二十二条（総会の成立） 総会は構成員の半数以上が出席（含委任状）しなければこれを開くことができない。  
総会における議決権は出席した構成員（含委任状）につき1個とし議事はその過半数をもって決する。  
可否同数のときは議長の決する所による。
- 第二十三条（理事会および常任理事会） 理事会は理事長、副理事長、常任理事および理事を持って組織し、その議事は出席した役員の過半数をもって決する。  
可否同数のときは理事長の決する所による。  
理事会は理事長これを招集し総会から委任された事項を審議運営する。  
常任理事会は会長、副会長、および常任理事を持って組織し、その議事は出

席者の過半数を持って決する。常任理事会は理事長これを招集し総会および理事会より委任された事項を審議運営する。可否同数のときは理事長の決するところによる。

第二十四条（会計）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日をもって終る。

本会の経費は会費、寄付金、補助金およびその他の収入による。

本会の資産は会長が管理する。

監事は事業及び財務を監査し、定期総会に於いて監査報告しなければならない。

第二十五条（会費）

本会の会費は別に定める会費規定による。

第二十六条（規約改正）

この規約の改正は構成員の3分の2以上が出席した総会に於ける過半数の賛成をもって議決しなければならない。

付 則

1. この規約は昭和58年7月15日から施行する。
2. 昭和63年4月22日 一部改正
3. 平成2年4月22日 一部改正
4. 平成16年5月30日 一部改正
5. 平成25年4月13日 一部改正
6. 平成29年4月16日 一部改正